

(付録1)

工業統計調査規則

昭和26年12月28日	通商産業省令第 81号
改昭和27年12月26日	通商産業省令第 98号
改昭和29年10月25日	通商産業省令第 58号
改昭和30年11月18日	通商産業省令第 61号
改昭和31年10月20日	通商産業省令第 51号
改昭和34年10月14日	通商産業省令第 107号
改昭和36年9月7日	通商産業省令第 76号
改昭和38年10月9日	通商産業省令第 120号
改昭和39年11月18日	通商産業省令第 127号

(省令の目的)

第1条 工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によつて行なう。

(調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類ならびに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基く日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所について行なう。

(調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査、乙調査および丙調査とする。

2 甲調査は、前条の調査の範囲のうち従業者10人以上のもの（製造、加工または修理を行なつていない本社または本店であるものを除く。）について行なう。

3 乙調査は、前条の調査の範囲のうち従業者9人以下のもの（製造、加工または修理を行なつていない本社または本店であるものを除く。）について行なう。

4 丙調査は、前条の調査の範囲のうち事業所2以上を経営する企業の本社または本店であるものについて行なう。

(調査事項)

第6条 工業調査は、左の各号に掲げる事項について行なう。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社または本店名およびそれが会社の場合にはその資本金額または出資金額
- 4 本社または本店所在地
- 5 事業内容
- 6 他事業所の有無
- 7 経営組織

- 8 従業者数
- 9 月別常用労働者数
- 10 現金給与総額
- 11 原材料および燃料使用額
- 12 原材料および燃料在庫額ならびに半製品および仕掛品額
- 13 電力使用額
- 14 委託生産費
- 15 主要原材料名
- 16 作業工程
- 17 主要製品名
- 18 製造品ならびにくずおよび廃物出荷額
- 19 製造品在庫額
- 20 加工賃および修理料収入額
- 21 内国消費税額
- 22 有形固定資産の現在高、取得額、除却額および減価償却額
- 23 敷地面積および建築面積
- 24 工業用水使用量
- 25 自動車保有台数

(調査票の様式)
第7条 甲調査、乙調査および丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙および丙（以下「調査票」と総称する。）によつて行なう。

(申告義務)

第8条 第4条の規定による事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施にさきだつて統計調査員に準備調査を行なわせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）3部を作成させなければならない。

(調査の方法)

第10条 甲調査、乙調査および丙調査は、統計調査員が申告義務者に配布する工業調査票により行なう。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(調査票の提出)

第11条 削除
第12条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名なつ印した上、2部を翌年1月31日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 甲調査の申告義務者のうち鉱業法（昭和25年法律第289号）の適用を受ける精錬所の管理責任者は、前項の規定にかかわらず、工業調査票甲3部を翌年1月31日までにその事業所の所在地を管轄する通商産業局長に提出しなければならない。

第13条 市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿および調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、準備調査名簿の1部を保存し、準備調査名簿2部ならびに工業調査票甲、乙および丙各2部を翌年2月末日までに都道府県知事に提出しなければならない。

2 通商産業局長は、調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、工業調査票甲1部を保存し、2部を翌年3月31日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

第14条 都道府県知事は、準備調査名簿および調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、準備調査名簿1部ならびに工業調査票甲、乙および丙各1部を保存し、準備調査名簿1部ならびに工業調査票甲、乙および丙各1部を翌年3月31日まで通商産業大臣に提出しなければならない。

（調査の指揮監督）

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

（統計調査員）

第16条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基き、統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。

2 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて準備調査、甲調査、乙調査、丙調査およびこれに関連する事務に従事する。

第17条 工業調査員は、都道府県知事が任命する。

第18条 都道府県知事は、工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、または、その他の不都合の行為があつたときは、解任することができる。

（統計職員）

第19条 工業調査には、統計法第10条第3項但書の規定により、同条第1項に規定する統計官および第2項に規定する統計主事以外の者をも従事させることができる。ただし、租税の賦課、徵収に従事する者は、除かなければならない。

（実地調査）

第20条 工業調査に従事する統計官、統計主事、工業調査員および前条に規定する者は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、左の各号に掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、または関係者に対し質問することができる。

- 1 現金給与総額
- 2 原材料および燃料使用額
- 3 原材料および燃料在庫額ならびに半製品および仕掛品額
- 4 電力使用額
- 5 委託生産費
- 6 製造品ならびにくずおよび廃物出荷額

7 製造品在庫額

8 加工賃および修理料収入額

9 有形固定資産の現在高、取得額、除却額および減価償却額

10 敷地面積および建築面積

11 工業用水使用量

（集計および公表）

第21条 通商産業大臣は、調査票を審査集計して、集計完了の際公表する。

2 市町村長または都道府県知事は、調査票を集計公表しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（準備調査名簿および調査票の保存期間）

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿、都道府県知事の保存する準備調査名簿および調査票ならびに通商産業局長の保存する工業調査票甲の保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿および調査票の保存期間は、3年とする。

（調査票の使用）

第23条 通商産業大臣または都道府県知事は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を左の各号に掲げる調査事項に限つて、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社または本店名およびそれが会社の場合にはその資本金額または出資金額
- 4 本社または本店所在地
- 5 経営組織
- 6 従業者数
- 7 主要製品名

2 前項の規定により、都道府県知事が調査票を使用しようとする場合は、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（適用除外）

第24条 国および公共企業体に属する事業所については、この省令を適用しない。

附 則 抄

- 1 この省令は公布の日から施行する。
- 2 この省令施行の際現に工業調査員である者の任期については、なお従前の例による。

(付録2) 工業統計調査表(工業用地および工業用水の調査様式)

21 工業用地および工業用水 (従業員2人以下の事業所は記入する必公はありません。)										
<p>(1) 事業所敷地面積は事業所で使用(貸借を含む)している敷地の全部面積を記入して下さい。 (2) 事業所の建築面積には、事業所内にあらざるすべての建物の面積を記入して下さい。 (3) 事業所の延べ建築面積には、事業所敷地内にあるすべての建物の各階の面積の合計を記入して下さい。 (4) 取得面積には、新たに工業用地として買入や料を構築したもののについて記入して下さい。なお、地目は契約時の地目によって区分して下さい。 (5) 工業用水とは、事業所において、工業生産のために使用する水のことです。 (6) 例え、事業所内に貯水池があり、貯水池内での使用した水を回収し、使用している水の量を記入して下さい。 (7) 単位は3.34平方メートルに換算して記入して下さい。</p>										
イ 事業所 敷地面積 および建 築面積 (単位 平方 メートル)	(1) 敷 地 面 積									
	□ 取得用地の地目別内訳(年間) (単位 平方メートル)									
	年 別 昭 和 37 年、 昭 和 38 年									
	地目別 ヨード 取得面積 ヨード 取得面積									
	(1) 田 地	0.1			0.7					
	(2) 宅 地 (休止工場跡を含む)	0.2			0.8					
	(3) 延べ建築面積									
ハ 1日当 り工業用 水使用量 (単位 立方 メートル)	(1) 淡 水									
	(2) (うち回収水)									
	(3) 海 水									
	(4) (1)+(3) の 合 計									
	(5) その他の (堤防、河川敷、その他)									
	(6) 合 計	0.6			1.2					
	備考									
(付録3) 調査欄										

21イ 事業所敷地面積および建築面積

- (1) 敷地面積には、昭和38年12月31日現在において、事業所の帳簿に計上してある土地価格に対応する事業所敷地面積と貸借している工業用地面積を合算したものを記入して下さい。
 したがつて、貸借のみの工場用地であつても、その面積を記入して下さい。
- (2) 社宅および寄宿舎の敷地が、生産設備などの敷地と道路(公道)、へい、さくなどにより明確に区別される場合は、その社宅および寄宿舎の敷地は除いて下さい。
- (3) 事業所の隣接地((2)のような明確な区分のないもの。)にある拡張予定地またはその隣接地を生産工程以外、たとえば、グラント、寄宿舎などに使用していても事業所用地として帳簿に計上してあれば、事業所敷地面積に含めて下さい。
- (4) 建築面積には、(1)、(2)、(3)の事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積を記入し、昭和38年12月31日現在建築中のものであつても帳簿に計上(建設仮勘定として計上)したものについては建築面積に含めて下さい。
- (5) 延べ建築面積には、事業所の敷地内にある全建築物の各階の面積の合計を記入して下さい。なお、延べ建築面積が建築面積と同じ場合は、同じ数字を記入して下さい。

21ロ 取得用地の地目別内訳

- (1) 取得面積は、昭和37年1月1日より12月31日までと、昭和38年1月1日より12月31日までの各1カ年の間に工業用地として買入契約を締結したものの面積(単位は平方メートル)を記入して下さい。取得面積は原則として買入契約をした時の面積ですから、対価支払がなくとも買入契約が成立すれば、その契約した面積を記入することになります。
- (2) 地目別区分の(4)埋立地(埋立予定地を含む。)とは、公有、私有を問わず、河、海、湖、沼、池などを埋立する場合を指します。

21ハ 1日当たり工業用水使用量

- (1) 昭和38年1月1日より12月31日までの1年間にその事業所で使用した工業用水の量を年間操業日数で除した水量を「1日当たり立メートル」で淡水、海水別に記入して下さい。
- (2) 淡水の内数である回収水には、この事業所内で一度使用した水を、冷却塔、雨水池、沈殿池、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水の量を記入して下さい。なお、上記の回収水の施設を通さずに直接じて使用しているものも回収水の欄に記入して下さい。
- (3) 工業用水の使用量が不明の場合は、たとえば、ポンプなどの能力、運転時間および流出量などによつて換算して推定量を記入して下さい。